


所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤 峰 雄		
件名	東大和市地区計画等で決定した道路の整備規程の一部を改正する 訓令について			区分	
関係事項	条例規則	「東大和市狭あい道路整備規程（訓令）」			
	部課機関	都市計画課			
1. 要 旨					
<p>「東大和市狭あい道路整備規程」の改正に合わせ、条文整理及び補則を追加し、同規程との整合性を図るものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第2条「定義」の整備対象路線の条文に、「拡幅の場合、既設道路の幅員が4メートル以上であること」を明記する。</p> <p>② 第12条「工事」の条文と、狭あい道路整備規程の同条文との整合性を図る。</p> <p>③ 補則条文を加える。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 「狭あい道路整備規程」と「地区計画等で決定した道路の整備規程」との整合性が図れるとともに、対象道路の相違をより明確にすることにより、道路拡幅整備事業における実務での対応、取扱いが容易となる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
平成26年6月4日制定、同日施行					
3. 留意事項 (問題点等)					
東京都の建築指導、開発指導及び都市計画課と連携した地域道路の整備を図っていく必要がある。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに事務手続きを行う。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。